

農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、東日本大震災の津波により著しい被害を受けた地域の農業経営の再開を促進するため、東日本大震災復興交付金交付要綱（平成24年1月16日付け23予第635号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）の別添1-2農地整備事業に係る取扱（以下「取扱」という。）第3の1の（4）別表の区分の欄の4に掲げる「農業経営高度化促進事業」の助成を、国交付要綱の別添1-3農地整備事業に係る別紙第6の11に掲げる「農地賃貸借料一括前払費」に活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（事業実施主体）

第2 本事業の実施主体は市町とする。

（助成の対象）

第3 本事業の助成対象は、農業経営体が経営規模拡大のために支払う農地の賃貸借料とする。

（対象農業経営体）

第4 本事業の対象となる農業経営体は、取扱の第5の1により市町が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画の担い手のうち取扱の第1の4及び5に定める高度経営体及び特定高度経営体であり、経営規模が4ha以上で、かつ、東日本大震災に係る一定の被災が認められる者とする。この場合において、一定の被災の有無の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 個別農家及び既設の生産法人の場合は、経営農地の半数以上が津波浸水又は居宅が全壊若しくは半壊したこと
- (2) 震災後に新たに設立する生産法人の場合は、被災者が出資に参加し、かつ、被災農家を優先的に雇用していること

（対象農地）

第5 本事業の対象となる農地は、国交付要綱の第2の（2）に定める農地整備事業の実施地区において、農業経営体が農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、6年間以上の賃貸借契約を設定したものとする。

- 2 当該農地の換地処分登記が未了の場合は、従前地の所在地及び面積を対象農地とする。
- 3 第1項に規定する農地の区域外における賃借した農地は、第10の（3）に示す経営規模要件の面積に含めることができるが、交付対象農地とはならない。

（交付手続き等）

第6 対象経営体は、次に掲げる活動を行うものとする。

（1）農地の賃貸借契約及び交付台帳

イ 対象農業経営体は、一括前払費の交付を受けようとするときは、農地法第3条、農業経営基盤強化促進法第4条3項又は農地中間管理事業の推進に関する法律第2条3項の規定に基づく賃貸借契約を事前に締結するものとする。

ロ 対象農業経営体は、経営内容及び賃貸借契約対象農地を記載した「交付台帳」を様式1により作成するものとする。

（2）交付の申請及び決定通知

イ 対象農業経営体は、関係市町が定める本事業に係る交付要綱等に基づき、（1）のイで締結した契約書（以下「契約書」という。）及び（1）のロで作成した交付台帳（以下「交付台帳」という。）の写しを添付し、関係市町が別途定める期日までに関係市町あて、交付申請書を提出するものとする。

- ロ 市町は、対象農業経営体から当該交付申請があった場合は、添付された交付台帳の記載内容と契約書の写しを農地基本台帳と整合し、並びに事業要件を満たしていることを確認・審査の上、市町内の対象農業経営体分をとりまとめ、宮城県農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づき、知事あて申請するものとする。
 - ハ 県は、市町から当該申請があったときは、速やかに補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に基づき交付決定し、通知するものとする。
 - ニ 市町は、県から当該交付決定通知があった場合は、速やかに交付を決定し、その旨を対象農業経営体に通知するものとする。
- (3) 賃貸借料の一括支払い
- イ 対象農業経営体は、(2)のニに基づく市町からの交付決定通知を受けて、(1)のイで締結した契約に基づき、契約相手先に所定の年数分の賃貸借料を一括して支払うものとする。
 - ロ 対象農業経営体は、契約相手先への当該支払いの証明として、金融機関等に「支払証明書」の発行を求めるものとする。ただし、現金により契約相手へ支払う場合は参考様式3を活用し、2部押印のうえ、双方で保管するものとする。
- (4) 促進費の支払請求及び交付
- イ 対象農業経営体は、(3)により一括支払が終了した場合は、速やかに関係市町が定める本事業に係る交付要綱に基づき、関係市町長に対し促進費の支払いを請求するものとする。
 - ロ 市町は、当該請求があった場合は、速やかに県交付要綱第5及び第8に基づき、知事あて促進費の支払請求を行うものとする。
 - ハ 県は、市町から当該請求があったときは、促進費を交付するものとする。
 - ニ 市町は、県から当該促進費の交付があった場合は、速やかに対象農業経営体に交付するものとする。
- (5) 実施状況の報告
- 対象農業経営体は、毎年度、交付台帳に記載された交付対象農地の利用状況を、様式2により、第8の(3)に規定する賃貸借契約年数の期間中かつ、補助金交付期間内は、翌年の4月末までに関係市町長あて報告するものとする。
- (6) 実施状況の確認
- 市町は、毎年度、(5)により対象農業経営体から報告を受けた内容について次の確認を行うものとする。
- イ 経営規模面積
 - ロ 賃貸借契約の面積及び態様
 - ハ 対象農地の利用状況
- (7) 実施状況に対する指導・助言
- 市町は、必要に応じて、対象農業経営体に対し次の指導・助言を行うものとする。
- イ 変更申請が必要な場合
 - ロ その他
- (8) 利用状況等の報告
- 市町は、様式2により、毎年度、交付対象農地の利用状況について、(5)に規定する利用状況をとりまとめ、(6)に規定する確認結果をあわせて、第8の(3)に規定する賃貸借契約期間中かつ、補助金交付期間内は、翌年の5月末までに知事あて報告するものとする。

(助成措置)

第7 県は、予算の範囲内において、市町に対し、第8に定めるところにより、本事業実施に必要な経費について助成する。

(交付金額の算定)

第8 賃貸借料一括前払費への交付額等については次のとおりとする。

(1) 賃貸借料一括前払費の交付額

対象農業経営体への交付額は、対象農業経営体が締結した賃貸借契約のうち、対象農地について、(2)に規定する地目ごとの交付単価にそれぞれ該当する対象農地の面積を乗じ、かつ、経営規模及び賃貸借契約期間に応じた交付年数を乗じて得た金額の合計とする。ただし、契約書に記載された賃借料が当該金額を下回った場合は、契約書に記載された賃借料を交付金額とする。

(2) 交付単価

一括前払費の交付単価は、次に定める交付単価を上限とする。

| 地目 | 10aあたりの交付単価 |
|----|-------------|
| 水田 | 12,000円/年 |
| 畑 | 6,000円/年 |

(3) 対象農業経営体の経営規模等と交付年数

経営規模等における交付年数は、次に定めるとおりとする。

| 対象農業経営体の経営規模 | 賃貸借契約期間 | 交付年数 |
|---------------|---------|--------|
| ① 50ha以上 | 10年以上 | 10年分以内 |
| ② 20ha以上 | 6年以上 | 6年分以内 |
| ③ 4ha以上20ha未満 | 6年以上 | 3年分以内 |

(補助金の返還)

第9 補助金の返還については次のとおりとする。

(1) 対象農業経営体の要件の不適合等

市町は、対象農業経営体が第4及び第5に定める要件又は第8に定める交付金額の算定要件を満たさないことが確認された場合は、当該経営体に対し、交付した補助金の全部又は一部を交付決定年度に遡って返還することを求めるものとする。

(2) 交付対象農地の不適正利用等

市町は、第6の(6)で行う利用状況の確認により、農地が適正に利用されていないことが確認された場合は、対象農業経営体に対し、その事実確認を行い、その理由を聴き取るとともに、改善指導を行うものとする。当該経営体が市町からの改善指導に対し適正な対応を怠った場合は、市町は必要に応じ、当該経営体に対し、交付した補助金の全部又は一部を交付決定年度に遡って返還することを求めるものとする。

ただし、以下に示すやむを得ないと判断される特段の事情がある場合は、この限りでない。

- イ 対象農業経営体が病気等により耕作ができない場合
- ロ 天災等避けられない事態により耕作ができない場合
- ハ 農地整備工事等に起因する場合
- ニ その他、やむを得ないと市町が判断した場合

(3) 返還防止に係る指導

市町は、対象農業経営体が補助金を返還するような事態を防止するため、対象農業経営体に対し、交付台帳に記載した事項及び契約書に記載した内容を遵守した営農等が実施されるよう指導するものとする。

(変更対応)

第10 交付台帳の記載内容に変更があった場合は、対象農業経営体は速やかに変更手続きを行うものとする。

2 第8の(3)の面積により助成を受け、その後、換地処分登記が完了した場合は、無償の共同減歩による農地面積の変動は遡及返還の対象としないが、速やかに変更手続きを行うものとする。

(関連施策との連携)

第11 事業の実施にあたっては、基盤整備関連経営体育成等促進計画等を基本としながら、農地中間管理事業との連携により更なる農地集積の向上を図るものとする。

(関係機関等の役割)

第12 本事業に関係する機関等の主な役割は次のとおりとする。

(1) 県の役割

- イ 本事業に係る予算の確保及び支出
- ロ 本事業に関する指導及び助言

(2) 市町の役割

- イ 補助金の交付事務
- ロ 農地の利用状況の確認

(3) 農業経営体の役割

- イ 農地の賃貸借契約
- ロ 賃貸借した農地の有効利用及び利用状況報告

(書類の保管)

第13 対象農業経営体は、契約書類等を契約期間終了後5年間保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

様式 1

〇〇年度〇〇地区 農地賃貸借一括前払費交付申請書（兼 交付台帳）

〇〇市町長 殿

申請年月日 年 月 日

申請人住所 _____

氏名 _____

下記により農地賃貸借一括前払費を交付されたく申請します。

なお、補助金を受領した際は、宮城県農業経営高度化促進事業（農地賃貸借一括前払費）実施要綱（交付要綱）を遵守いたします。

様式 1

1. 申請者経営内容

(1) 担い手・認定農業者・高度経営体状況

| | |
|--------------------|--------------------------------------|
| ①当該地区の基盤整備事業担い手である | (はい ・ いいえ) |
| ②認定農業者である | (はい ・ いいえ) |
| | → 認定の場合・・・認定月日： 年 月 日 認定期限： 年 月 日 |
| ①高度経営体である | (はい ・ いいえ) |

(2) 経営規模

(㎡)

| | 所有地 | 借入地 | 受託地 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 地区内 | | | | 0 |
| 地区外 | | | | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |



| | |
|--------|---|
| 交付限度年数 | 年 |
|--------|---|

2. 賃貸借契約対象農地

別紙のとおり

3. 交付決定情報

| | |
|---------|--|
| 交付決定番号 | |
| 交付決定年月日 | |
| 交付金額合計 | |

この欄については、事業主体で記入しますので、申請者は記入しないでください。

様式 1

2. 賃貸借契約対象農地

| 大字 | 字 | 地番 | 枝番 | 地目 | 面積 (㎡) | 契約日 (広告日) | 契約始期 | 契約終期 | 契約 年数 | 賃借料 (年額) | 賃借料 (前払額) | 前払 年月日 | 10aあたり 賃借料額 | 10aあたり 補助金単価 | 年あたり 補助金額 | 交付 金額 算定 期間 | 交付対象額 | 土地所有者名 | ★対象基盤整 備地区内外 | ★賃借料を 前払いしたか どうか | ★既に補助金 を受けてい ないか | ★交付要件 適合確認 結果 |
|----|----|----|----|----|----------|--------------|---------|----------|----------|-------------|--------------|-----------|----------------|-----------------|--------------|----------------------|---------|--------|-----------------|------------------------|------------------------|---------------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | $N=K/F*1000$ | O | $P=F*O/1000$ | Q | R | S | T | U | V | W |
| 宮城 | 青葉 | 1 | 1 | 田 | 1,500.00 | H26.4.25 | H26.5.1 | H35.4.30 | 10 | 22,500 | 225,000 | H26.5.10 | 15,000 | 12,000 | 18,000 | 10 | 180,000 | 大河原一郎 | 内・外 | した・しない | いる・いない | 適・不適 |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| 合計 | | | | | 1,500.00 | | | | | | | | | | | | 180,000 | | | | | |

★欄については、事業主体で記入するもの。

様式 2

〇〇年度〇〇地区 賃借料前払い事業継続状況確認書

〇〇市町長 殿

申請年月日 年 月 日

申請人住所 _____

氏名 _____

〇〇年〇月〇日付け交付決定番号*****号にて交付を受けた、標記補助金については、実施要綱に基づき原因となる契約および経営規模が継続されていることを報告します。

様式2

2. 交付対象農地

| 大字 | 字 | 地番 | 枝番 | 地目 | 面積 (㎡) | 契約日 (広告日) | 契約始期 | 契約終期 | 契約 年数 | 賃借料 (年額) | 賃借料 (前払額) | 前払 年月日 | 10aあたり 賃借料額 | 補助金単価 | 年あたり 補助金額 | 交付 金額 算定 期間 | 交付対象額 | 土地所有者名 | ★対象農地の 利用状況 |
|----|----|----|----|----|----------|--------------|---------|----------|----------|-------------|--------------|-----------|----------------|--------|--------------|----------------------|---------|--------|----------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | $N=K/F*1000$ | 0 | $P=F*0/1000$ | Q | R | S | T |
| 宮城 | 青葉 | 1 | 1 | 田 | 1,500.00 | H26.4.25 | H26.5.1 | H35.4.30 | 10 | 22,500 | 225,000 | H26.5.10 | 15,000 | 12,000 | 18,000 | 10 | 180,000 | 大河原一郎 | 水田・畑 |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| 合計 | | | | | 1,500.00 | | | | | | | | | | | | 180,000 | | |

